

令和6・7年度 学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和6・7年度において、学校給食用物資納入業者として登録を希望する者は、下記のとおり関係書類を揃えて登録申請書を提出すること。

1 登録資格

- (1) 令和6年1月の直前2年のそれぞれの事業年度において、製造又は販売高のある者。
- (2) 市民税及び固定資産税（岡崎市内に支店・営業所等を有しない者にあつては、法人又は所得税に係わるもの）を納付している者。
- (3) 改正食品衛生法(厚生労働省 平成30年6月13日公布)による「HACCPに基づく衛生管理」及び「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入に向けて、各食品等事業者団体が作成した『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書』に準じた取り組みを行っている者。
- (4) 定期的に検便検査を行っており、協会の求めにより検査結果の提出が可能である者。
- (5) 学校給食用物資納入業者登録申請書及びその添付書類に虚偽の事項の記載のない者。

2 登録期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2ヵ年

3 提出期間・場所・問合せ先

- (1) 期 間 令和6年1月9日(火)から1月26日(金)まで
(土・日・祝日は除く)
- (2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) 場 所 岡崎市岡町字中御給28番地 岡崎市東部学校給食センター
- (4) 問合せ 電話 0564-51-7889

4 提出書類

『令和6・7年度学校給食用物資納入業者登録申請提出書類について』参照
(各書式については、ホームページよりダウンロード可)

5 注意事項

- (1) 提出書類の記載事項に不備があった場合は、提出書類を返却したうえで受付期間内に再提出となるため、十分精査のうえ提出すること。
- (2) 提出書類の記載事項等に変更が生じたときは速やかに変更届を提出すること。

6 その他

登録申請後年に1度程度、食肉、蒟蒻、豆腐類納入業者のうち加工及び製造を行う業者を対象に協会職員による衛生確認の立ち入りを実施いたします。